

改正船舶油濁損害賠償保障法(船舶油濁等損害賠償保障法)の施行

2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約¹(以下、バンカー条約)及び2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約²(以下、難破物除去ナイロビ条約)の締結に伴い、船舶からの燃料油の流出による汚染等によって生じる損害や難破物の除去等に要する費用の負担によって生じる損害に関して、被害者の保護・救済を図ることを目的として、第198回国会において船舶油濁損害賠償保障法(以下、油濁賠償法)の改正法が可決され、2020年10月1日に施行されました(法律名も船舶油濁等損害賠償保障法に変更されています)。

この主要な改正ポイントについては、本ニュース No.205(2020年1月)にてご紹介していますが、本号では、その後明らかとなった「保障契約証明書の船内備置」の手続きの変更点などを含めて、改めてご紹介致します。

I. 改正の背景・目的

日本周辺海域での海難事故によって発生した燃料油による油濁損害や難破物の除去等の費用に係る損害から被害者を保護するため、わが国ではバンカー条約及び難破物除去ナイロビ条約の発効に先立って、2004年4月に油濁賠償法の改正がなされました。これは、わが国に入港する一定の外航船舶に対してこれらの損害に対する賠償を確保するための責任保険の手配を義務付ける等、実質的に上記両条約の内容の一部を先行的に実施するものでした³。しかし、近年、船舶所有者の保険契約違反を理由として保険会社から保険金が支払われず、船舶所有者による賠償もなされない等、海洋汚染損害の被害者に対する十分な補償や難破物除去に要した費用の回収が確保できない事態が発生していることから、両条約を締結し国内法化することによって被害者への賠償が確実に実施されるための措置を講じる必要が生じてきました。そのため今般、油濁賠償法のさらなる改正が行われました。

II. 改正のポイント

1. 保険契約締結及び「保障契約証明書の船内備置」の義務化(対象船舶の拡大)

改正前の油濁補償法では、燃料油による油濁損害(改正油濁賠償法(以下、改正法)では「一般船舶等油濁損害」と規定)及び海難事故による難破物の除去に係る損害(改正法では「難破物除去損害」と規定)について、国際総トン数100トン以上の国際航海に従事する一定の船舶⁴について責任保険契約の締結と各保障契約証明書(条約証明書)の船内備置を義務付けています。今回の改正では、新たに一定の内航船舶等⁵についてもこれらの義務が課されることになりました。この結果、改正法では、両条約で責任保険の付保義務の対象とされている船舶(改正法では「第一種特定船舶」と規定)を網羅しつつ、一定の船舶(改正法では「第二種特定船舶」と規定)についてわが国独自の付保義務を維持することとなりました。改正法において付保義務の対象とされた船舶は以下のとおり

¹ International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001. 2001年3月23日採択。2008年11月21日発効。2020年1月1日現在、締約国は95か国。

² Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks, 2007. 2007年5月18日採択。2015年4月14日発効。2020年1月1日現在、締約国は47か国。難破物除去ナイロビ条約については、弊社マリンニュース178号(2007年7月1日)および197号(2014年8月15日)ご参照。

³ 2004年4月に改正された船舶油濁損害賠償保障法(2005年3月1日施行)については、弊社マリンニュース158号(2004年11月15日)ご参照。

⁴ 旅客またはばら積み以外の貨物その他の物品の海上輸送のための船舶(法律では「一般船舶」と規定)。

⁵ 非自航の作業船・バージ等は対象外。ただし、国際総トン数または国内総トン数が記載された公的な書類を有するものは含まれる。

です。

(1) 一般船舶等油濁損害

- ① 総トン数1,000トン超の外航船・内航船(第一種特定船舶)
- ② 総トン数100トン以上1,000トン以下の外航船(第二種特定船舶)⁶

(2) 難破物除去損害

- ① 総トン数300トン以上の外航船・内航船(第一種特定船舶)⁷
- ② 総トン数100トン以上300トン未満の外航船(第二種特定船舶)^{6,7}

なお、日本籍船で改正法施行日(2020年10月1日)において外国政府が発給した有効な条約証明書書を有している船舶の場合、その有効期間中に限り、国土交通大臣が交付した条約証明書書を有しているとみなされていますが、有効期間経過後は、国土交通大臣より条約証明書を取得する必要があります。

その他、外国籍船で当該船籍国がバンカー条約、難破物除去ナイロビ条約のいずれかまたは両方の非締約国の船舶で、両条約の締約国であるリベリア政府から条約証明書を発行してもらっている船の場合、改正法の施行をもって、リベリア政府から取得していた条約証明書については日本の国土交通大臣から取得することが可能となりました。

2. 難破物除去損害に関する船主責任の厳格化

改正前の油濁賠償法では、1992年民事責任条約の適用対象である持続性油(その残渣を含む)をカーゴタンクに積載している船舶からの持続性油の流出による汚染損害(改正法では「タンカー油濁損害」と規定)と一般船舶油濁損害について、限定された免責事由に該当しない限り、船舶所有者の賠償責任が認容される厳格責任(無過失責任)が規定されていました。改正法は、難破物除去損害についても同様に厳格責任(無過失責任)とすることが規定されています。

3. 被害者による責任保険者への直接請求権

改正前の油濁賠償法では、タンカー油濁損害についてのみ、賠償責任保険を引き受けた保険者に対して被害者が損害賠償を直接請求することを認めていますが、改正法では、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害についても、上記1. (1)および(2)の第一種特定船舶による損害については船舶所有者等に賠償責任が発生した際に、被害者が保険者に対して損害賠償額の支払を直接請求できる旨が規定されています。

また改正前の油濁賠償法では、タンカー油濁損害についてのみ、保険者は、船舶所有者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗し得るのであって、船舶所有者の保険契約違反を理由に被害者からの請求を拒否することはできないことが規定されていますが、改正法では、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害についても同様に規定されました。

4. 外国裁判所の確定判決の効力

改正前の油濁賠償法では、タンカー油濁損害について、管轄権を有する民事責任条約の締約国が賠償請求の訴えについて下す確定判決はわが国においても効力を有することを規定しています。この規定により、わが国の裁判所の判決は他の締約国で有効で財産の差押えが可能であり、被害者は外国で裁判を行うことなく賠償の確保を図ることができます。改正法では、バンカー条約上の義務履行のため、同条約に基づく損害賠償請求についても、他の締約国の裁判所が下す判決がわが国

⁶ 責任保険を付保していない日本国籍を有する第二種特定船舶については、国際航海に従事することが禁じられる。

⁷ 註5と同じ。

においても効力を有する旨、規定されました。

Ⅲ. コメント

改正法の施行によって、実質的には一般船舶等油濁損害については総トン数1,000トン超、難破物除去損害については300トン以上の内航船が、これらの損害に関する賠償を確実にするための金額を充たした賠償責任保険の付保を新たに義務付けられました。賠償保険のてん補限度額が法の要請(下表をご参照ください)を充足するものとなっているか十分にご確認頂く必要がございます。

一般船舶等油濁損害に対して必要なてん補限度額

国際総トン数	責任限度額	【参考】 日本円に換算した場合の 責任限度額 ⁸ (1SDR=160円として計算)
2,000トン以下	4,530,000SDR	724,800,000円
2,000トン超 30,000トン以下	4,530,000SDR + 1,812 SDR × (トン数-2,000)	724,800,000円 + 289,920円 × (トン数-2,000)
30,000トン超 70,000トン以下	55,266,000SDR + 1,359 SDR × (トン数-30,000)	8,842,560,000円 + 217,440円 × (トン数-30,000)
70,000トン超	109,626,000SDR + 906 SDR × (トン数-70,000)	17,540,160,000円 + 144,960円 × (トン数-70,000)

難破物除去損害に対して必要なてん補限度額

国際総トン数	責任限度額	【参考】 日本円に換算した場合の 責任限度額 ⁹ (1SDR=160円として計算)
2,000トン以下	1,510,000SDR	241,600,000円
2,000トン超 30,000トン以下	1,510,000SDR + 604 SDR × (トン数-2,000)	241,600,000円 + 96,640円 × (トン数-2,000)
30,000トン超 70,000トン以下	18,422,000SDR + 453 SDR × (トン数-30,000)	2,947,520,000円 + 72,480円 × (トン数-30,000)
70,000トン超	36,542,000SDR + 302 SDR × (トン数-70,000)	5,846,720,000円 + 48,320円 × (トン数-70,000)

以上

⁸ 1SDR=160円とした場合の参考値です。最新のレートを必ずご確認下さい。

⁹ 註8と同じ。